

社会福祉法人 ジー・ケー社会貢献会

役員等報酬規程

社会福祉法人 ジー・ケー社会貢献会 役員等報酬規程

第1条（目的）

社会福祉法人 ジー・ケー社会貢献会（以下「当法人」という）定款8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

第2条（報酬等の支給）

役員等（常勤・非常勤）については、業務に応じた報酬を支給することとし、役員としての賞与及び退職手当は支給しない。

第3条（法人業務）

法人業務とは、法人運営に必要な業務全般とし、役員会への出席、監事による監査のための業務等を含めるものとする。

第4条（役員等の報酬等の算定方法）

1. 役員等（非常勤、常勤かつ職員として給与を受ける者）に対する報酬の額は、次によるものとする。

役員等（常勤・非常勤）

	日 額
法人業務等	15,000円

2. 業務執行理事等の報酬は、月額報酬別表に基づき、理事会・評議員会で決議し、別に定めることができる。

第5条（理事の報酬等）

理事の報酬の各年度における総額は9,000,000円以内とする。

第6条（監事の報酬等）

監事の報酬の各年度における総額は180,000円以内とする。

第7条（日額の報酬等の支給方法）

役員等（非常勤、常勤かつ職員として給与を受ける者）に対する報酬等の支給時期は、法人業務を行った日に現金で支給する。

第8条（月額報酬等の支払方法）

1. 月額報酬等は、銀行口座に振り込む。

2. 報酬から控除するものは、次の通りとする。

- (1) 所得税源泉徴収税額、及び地方税特別徴収税額
- (2) 社会保険料の本人負担分
- (3) 給食実費徴収額
- (4) その他

第9条（報酬の計算期間及び支給日）

1. 報酬は別に定めるものを除き、毎月1日から当月末までの期間について計算し、翌月15日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合には、その前日に変更する。

2. 前項の定めに関わらず、次の各号1に該当し、本人又は遺族の請求があった場合には報酬支給日以前であっても、既往の労働に対する報酬を支給する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 本人が辞任、又は解任されたとき。
- (3) 本人又は家族の結婚、出産、葬儀、事故、被災等、臨時の出費をするとき。
- (4) その他、法人がやむを得ないと認めたとき。

第10条（公表）

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準としてホームページへ公表する。

第11条（改廃）

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第12条（補足）

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

月額報酬別表

等級	金額	等級	金額	等級	金額
1	15,000	11	200,000	21	500,000
2	20,000	12	225,000	22	550,000
3	40,000	13	250,000	23	600,000
4	60,000	14	275,000	24	650,000
5	80,000	15	300,000	25	700,000
6	100,000	16	325,000	26	775,000
7	120,000	17	350,000	27	850,000
8	140,000	18	375,000	28	925,000
9	160,000	19	400,000	29	1,000,000
10	180,000	20	450,000	30	1,075,000